

令和5年 12月

# 四万十町議会 定例会 町長行政報告

## 介護保険料の過大徴収・ 過大還付について

平成29年度から令和5年度における介護保険料について、過大に徴収、還付している事案が少なくとも36件ありました。

内訳は、過大徴収が25人で計584,790円、過大還付が11人で計217,260円となっています。過大徴収分は、全員に返還済みであり、過大還付分は、時効のため返還を求めないこととしました。

今回の事案発生の背景については、平成27年度の介護保険法の法改正により、所得に変更があった場合に、さかのぼって介護保険料を修正できる期間について「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から2年を経過した日以後においては、することができない」とされました。令和5年9月に改めて国から最初

の納期について、当町においては、特別徴収は5月11日、普通徴収は8月1日とする旨の見解が示されました。

システム上では、最初の納期に対する詳細な見解が示されていないため、過去2年度分の4月1日までのさかのぼる仕様であり、遡及期限が到来しているかどうか職員が個別に判断する必要がありました。その認識がなく本来はさかのぼれない期間に増減の処理を行っていたことが判明しました。

今後は、正しい起算日で自動計算できる仕様に変更を行い、また、システムの仕様を変更するまでの対応については、複数の職員で確認を行うなど、再発防止に努めてまいります。

ご迷惑をおかけしまして、申し訳ございませんでした。

## ヤイロチョウのさえずる 町づくり条例について

令和元年12月、総務常任委員会にヤイロチョウのさえずる町づくり条例の制定を求める請願が、町内4団体および3名の町議会議員より提出され、その後、令和2年3月議会定例会にて採択されました。

ことから、事業そのものが休止状態となっているところ。こうした状況を受け、各事業者をはじめ関係する皆さまへの影響が多大であることから、「現段階では中止せざるを得ない」旨の対応方針をお示しし、ケーブルテレビ・町広報紙や区長会などを通じてお知らせしてきました。

一方で、関係機関などとの協議や調整を重ねるなど、事業の継続に向け模索してきましたが、残念ながら今日に至るまで打開策を見いだすに至らず、本年度中の工事着手はできないと判断しました。

しかし、これまで多くの方々のご協力のもと、6年間の歳月をかけて検討してきたこの事業を、課題が何一つ解決されないうまま、描いてきた未来像を何も実現させることなく終わらせるわけにはいきません。また、「施設整備は必要」とする想いは、議会や町民の皆さまの声からも共通の認識であると考えます。

現計画の施設規模については、専門家の意見や関係機関などで協議いただき、基本計画に基づき設計されたもので、賛同いただいているサービスタ計画の実現のためには、必要最小限の規模であるとの考えに変わりはありません。一方で、施設規模の

条例制定の進捗状況についての議会の一般質問は計5回行われ、令和4年12月議会定例会では、請願内容の課題整理などは行っていたものの、検討会や協議における進捗としては、芳しくない状況であることや、ヤイロチョウという資源を冠した条例制定ということもあるため慎重に対応していくという方向をお示ししました。

その後、課題の整理や対応方法などについて再度協議をし、大正・十和地域まちづくり推進協議会にて協議を行い地域の意見や思いを率直に聞かせてもらうとともに、四万十町環境審議会、鳥獣害防止対策協議会、林政円卓会議および窪川地区区長連絡協議会と県関係機関や関連団体との協議の場を設け、同様に意見聴取を行いました。

意見聴取では、ヤイロチョウを見たり聞いたり、さえずりを聞いたことのないなどの意見や、認知度が低いという現状や地域により思い入れや温度差があることが判明しました。その他、意見を集約していきますと、地域振興に条例制定の必要性を感じられないという意見や、まちの活性化の視点の前にまず環境を保護することにによりヤイロチョウを守っていくことが大事ではないかといった意見も頂きました。町としては、ヤイロチョウを活用することで環境保護

見直しなどを求める声があることも事実です。

このため、行政としては現在の計画を基本としつつ、合意形成に向けて議会や関係者の皆さまと議論を重ねていきたいと考えています。加えて、9月議会定例会以降、町内でさまざまな動きが生まれ、さらには議会報告会が12月4日に行われたばかりの状況などを踏まえると、ここで結論付けるべきではないとの判断に至りました。

つきましては、今しばらくお時間をいただき、今後の対応方針については来年3月議会定例会で改めて報告させていただきます。

町民の皆さまには、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

の意識も高まるということは認識していますが、小学校の環境学習などにより、認知度を高めていくことの方が重要であると感じたところで

今回のヤイロチョウのさえずる町づくり条例の制定を求める請願に関しては、条例制定は行わず、町の取り組みとして、町内の関連団体と連携を図り、自然保護や保全活動および生物多様性などの学習などを実施することで、町民のヤイロチョウに対する認識を深めていく取り組みを行い、ヤイロチョウがさえずる自然豊かなまちづくりを目指していきます。

## 小学校の統合（適正配置計画の推進）について

適正配置計画に基づく小学校の統合については、これまで各地域の状況を含めて進捗状況などをご報告してきたところですが、改めて十和地域の小学校の状況についてご報告します。

昭和小学校と十川小学校の統合については、保護者の同意が得られたことを9月議会定例会の際にご報告していますが、地域の方を対象に説明会を行いまして、理解をいただきましたので、令和7年4月に実施す

## 文化的施設整備事業に係る 今後の対応について

今後も適正配置計画に基づく小学校の統合については、子どもたちのより良い教育環境の充実を目指すと共に、地域と共にある小学校の特質を踏まえながら、保護者などの同意や地域の理解を得て進めることとしています。

文化的施設整備事業については、9月議会定例会において「施設本体の建築工事に係る請負契約議案」が審議され、その結果、否決となった

